

規則

埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

埼玉県議会議長 白土幸仁

埼玉県議会傍聴規則第一号

埼玉県議会傍聴規則の一部を改正する規則

埼玉県議会傍聴規則（平成四年埼玉県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第一号中「加え、又は迷惑を及ぼす」を「加える」に改め、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 ビラ、幕、たすきその他の議場に現在する者に対して威勢を示すために使用されるおそれがあると認められる物を携帯し、又は着用している者

三 前二号に規定する物のほか、会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害するおそれがあると認められる物を携帯している者

第十条第一項中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号を削り、同項第十号中「議事」を「会議」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第一号から第六号まで」を「前項第一号から第三号まで」に、「物品」を「物」に改める。

第十一条中第二号を削り、同条第一号中「表明しない」を「表明し、又は議場に現在する者に対して威勢を示さない」に改め、同号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 静粛にすること。

第十一条第三号を次のように改める。

三 携帯電話端末その他音を発する機器は、音を発しないようにすること。

第十一条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号及び第七号を削り、同条第八号中「議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となる」を「会議を妨害し、又は他の傍聴人の傍聴を妨害する」に改め、同号を同条第五号とする。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。